

日本臨床検査技師連盟の歩み

日本臨床検査技師連盟の設立の原点は、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会（以下「日臨技」）の公益法人として政治的色彩を色濃く打ち出す活動は、定款の上においても整合性に欠けるとの理由から「日臨技」の監督下にある政治団体を結成し、本連盟を中心に「臨床検査の質の向上」及び「法改正」実現を図るため発足いたしました。

医療機関及び登録衛生検査所、関連研究機関等に従事する臨床検査技師などで現在約5万人を超える会員で構成されています。

昭和33年に「衛生検査技師法」公布、昭和45年には「臨床検査技師、衛生検査技師に関する法律」が制定され、新たに臨床検査技師制度ができ、採血業務及び生理学的検査6項目が制限業務化されました。その後、会員より更なる法改正の息吹が沸き起こりました。

平成元年には「日臨技」総会において、法改正強化年とすることを満場一致で採択し、「法改正対策本部」を設置、以下の運動の5つの目標を掲げ活動を推進いたしました。

- 1) 臨床検査技師の身分・待遇・地位を改善し、広く国民の健康、医療、福祉の向上に寄与する
- 2) 臨床検査技師が医療福祉に果たす役割とその重要性を広く社会にアピールし、必要な関係法規の改正を訴える
- 3) 臨床検査とは命を測る仕事、総合的精度管理は臨床検査技師の生命線であることを徹底して追求する
- 4) 近代医療にマッチした臨床検査と臨床検査技師を厳しく追及する
- 5) 組織の拡大を目指し、組織体制を強化する。

平成7年度定期総会において「法改正推進」を目的とした政治的な取り組みの導入が承認され、その後「日臨技」が本連盟の組織構築のため、「法改正推進対策委員会」を設置し、当連盟の政治的な運動に対する理念を確立し、平成10年7月に東京都選挙管理委員会に設立届け書を提出し受理されました。

平成10年10月に自由民主党本部において、橋本龍太郎前総理大臣と懇談し、「臨床検査技師問題議員懇談会幹事会」を結成し、「日臨技」からの要望書、問題点を検討し法改正の必要性を確認して、平成15年3月にルポール麹町において、橋本龍太郎元総理大臣を会長とし「自民党臨床検査技師制度改革議員連盟」を設立、当時の議連発起人及び入会者は99名（出席者64名）でした。

議連の先生方のご尽力により、平成17年3月には自由民主党、公明党の与党議員30

名での提案による「臨床検査技師、衛生検査技師に関する法律」の改正案が国会へ、臨床検査の精度の向上等質の向上を目指し提出されました。同年4月に各派共同提案による「付帯決議」を付けて可決、5月2日に制定公布されました。

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正は、次の通りです。

＜法改正＞

- 一、法律の題名を「臨床検査技師等に関する法律」に改める。
- 二、臨床検査技師の定義については、「医師又は歯科医師の指示」の下に各種検査を行うことを業とする者に改める。
- 三、臨床検査技師の名称を用いて行う生理学的検査の項目を、省令において定める。
- 四、衛生検査技師の資格は廃止するものとし、この法律の施行の際現に衛生検査技師の免許を受けている者 については、業務を継続して行うことができることとする等の経過措置を設ける。

＜付帯決議＞

- 一、検査技術・検査機器の高度化、複雑化に十分対応できるよう臨床検査技師の資質の向上に努めること。
- 二、臨床検査技師が行うことのできる生理学的検査の範囲については、医療提供体制の変化や医療技術の進歩に応じた見直しを図っていくこと。
- 三、人体から排泄され、又は採取された検体に係る第二条に規定する検査のうち、高度な医学的知識及び技術を必要とするものについては、検査の適正を確保するため、臨床検査技師等の専門的知識や技能を有する者が行うことが望ましいことから、周知に努めること。
- 四、超音波検査等のうち高度かつ緻密な生理学的検査については、検査の正確性及び検査を受ける者の安全を確保するため、できる限り医師又は歯科医師の具体的な指示を直接受けて行われるよう、関係機関の指導に努めること。
- 五、前項に掲げた検査について、医師又は歯科医師の具体的な指示を直接受けられない場合は、相当程度の知識・経験を有した臨床検査技師が検査を行うよう周知に努めること。

更なる「臨床検査の質の向上」及び業務独占などの「法改正」実現を図るため、活動を継続している所でございます。